競争入札に参加される方への注意点について

競争入札に参加される方は、次の点を注意してください。
特に②と③を忘れてしまう参加者が多いので、十分に注意してください。

① 競争入札に参加される場合、「入札書」、入札金額の「内訳書」、「委任状（代理人の方が参加する場合）」が必要となります。

② 入札に代表者（代表取締役など）が参加されない場合、代理人に入札に関する権限を委任していることを証する「委任状」が必要です。
委任状のない代理人の入札は無効となりますので、ご注意ください。

③ 初度入札（１回目の入札）で落札者が特定されない場合、再度入札（２回目）を実施しますので、参加者の方は再度入札用の「入札書」もご用意ください。
※初度入札の最低金額を会場にて公表します。
再度入札は公表金額以下の金額にて入札していただくことになりますので、再度入札用の入札書は「金額を記載しないもの」をご用意ください。
（代表者の印と代理人の印は、押印が必要です）

④ 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を抜き、円単位で記載してください。
※入札書と内訳書の金額は同一にしてください。

⑤ 入札前に辞退される場合には、「辞退届」を総務課まで提出してください（郵送又は持参）。